

9.4から8までに掲げる事業及び措置の総合的かつ一体的推進に関する事項

[1] 市町村の推進体制の整備等

(1) 伊勢市中心市街地活性化庁内検討会

◇伊勢市中心市街地活性化庁内検討会設置要領

(設置)

第1条 中心市街地における都市機能の増進及び経済活力の向上を総合的かつ一体的に推進し、本市の中心市街地の活性化を図るよう庁内各課の調整等を行うため、伊勢市中心市街地活性化庁内検討会（以下「検討会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 検討会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 中心市街地活性化に関する庁内の連絡調整に関すること。
- (2) 中心市街地活性化に関する施策の評価及び検証に関すること。
- (3) 中心市街地活性化に関する課題の把握及び分析に関すること。
- (4) 中心市街地活性化に関する法律（平成10年法律第92号）に基づく中心市街地活性化基本計画の策定に関すること
- (5) 前各号に定めるもののほか、その他中心市街地活性化に関し、市長が必要と認める事項

(組織)

第3条 検討会は、別表に掲げる者を委員として組織する。

- 2 検討会に会長及び副会長を置く。
- 3 会長、副会長は委員の互選によって選出する。
- 4 会長は、検討会を代表し、会務を総理する。
- 5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議等)

第4条 検討会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、主宰する。

- 2 会長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第5条 検討会の庶務は、都市整備部都市計画課において処理する。

(委任)

第6条 この要領に定めるもののほか、検討会の運営に関し必要な事項は、会長が検討会に諮って定める。

附 則

この要領は、平成25年8月26日から施行する。

附 則（平成27年1月19日）

この要領は、平成27年1月19日から施行する。

附 則（平成27年4月6日）

この要領は、平成27年4月6日から施行する。

附 則（令和3年5月11日）

この要領は、令和3年5月11日から施行する。

別表（第3条関係）

部局名	役職名
危機管理部	危機管理課長
情報戦略局	企画調整課長
	文化政策課長
環境生活部	市民交流課長
	環境課長
健康福祉部	福祉総務課長
産業観光部	商工労政課長
	観光振興課長
	観光誘客課長
都市整備部	都市計画課長
	交通政策課長
	基盤整備課長
	住宅政策課長

◇庁内検討会の活動状況

	年 月 日	概 要
第1回	平成25年5月28日	中心市街地活性化の概要 本会の設置目的 今後のスケジュール
第2回	平成25年10月9日	中心市街地活性化に係る現況 旧法計画の事業評価（事業進捗状況）
第3回	平成25年12月4日	事業検証シート及び現況調査の結果報告 中心市街地活性化の方針（案）の検討 中心市街地活性化プラン（案）の対象区域
第4回	平成26年1月28日	中心市街地の活性化に向けた考え方 中心市街地の活性化区域や評価指標の設定 中心市街地の活性化のための事業の組み立て
第5回	平成26年2月21日	中心市街地の活性化区域や評価指標の設定 中心市街地の活性化のための事業の組み立て 中心市街地活性化プラン（案）のとりまとめ
第6回	平成27年1月26日	中心市街地活性化基本計画に記載する事業
第7回	平成27年8月20日	中心市街地活性化基本計画に記載する事業 今後のスケジュール
第8回	平成27年11月2日	パブリックコメントの結果 前回からの変更点と今後のスケジュール
第9回	平成28年6月21日	中心市街地活性化基本計画の変更について 今後のスケジュール

	年 月 日	概 要
第10回	平成28年9月8日	中心市街地活性化基本計画の変更について 中心市街地活性化協議会の動向について
第11回	平成29年6月19日	平成28年度定期フォローアップ報告書について 中心市街地活性化基本計画の変更及び今後のスケジュールについて
第12回	平成29年9月22日	中心市街地活性化基本計画の変更について 中心市街地活性化協議会の動向について
第13回	平成30年6月14日	平成29年度定期フォローアップ報告書について 中心市街地活性化基本計画への新規追加事業及び今後のスケジュールについて
第14回	平成30年10月9日	中心市街地活性化基本計画の変更について 今後のスケジュールについて
第15回	令和元年6月11日	平成30年度定期フォローアップ報告書について 中心市街地活性化基本計画の変更・新規追加事業及び今後のスケジュールについて
第16回	令和元年10月4日	中心市街地活性化基本計画の変更について 今後のスケジュールについて
第17回	令和2年6月8日	フォローアップ報告書について 第2期中心市街地活性化基本計画について
第18回	令和2年8月28日	第2期中心市街地活性化基本計画について
第19回	令和3年4月26日	第1期最終フォローアップ報告書について 第2期伊勢市中心市街地活性化基本計画について 伊勢市中心市街地活性化庁内検討会設置要領の改正について
第20回	令和4年4月28日	第2期中心市街地活性化基本計画の概要について 定期フォローアップ報告書について
第21回	令和5年4月21日	第2期中心市街地活性化基本計画の概要について 定期フォローアップ報告書について
第22回	令和5年10月12日	第2期中心市街地活性化基本計画の変更について 伊勢市中心市街地活性化担当者会議について 第3期中心市街地活性化基本計画の検討について
第23回	令和6年3月27日	定期フォローアップ報告書について 第3期中心市街地活性化基本計画の検討について
第24回	令和7年3月28日	定期フォローアップ報告書について 第3期中心市街地活性化基本計画について
第25回	令和7年8月19日	第3期中心市街地活性化基本計画について
第26回	令和7年10月27日	パブリックコメントの結果について 素案からの変更点と今後スケジュールについて 中活ソフト事業について

(2) 伊勢市議会における審議内容

年 月	審議の要旨
平成 25 年 2 月 常任委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・伊勢市駅前整備と伊勢再開発ビルの進捗状況について ・中心市街地活性化基本計画の概要と今後の取り組みについて ・中心市街地活性化基本計画に関する他市の取り組みについて ・法律改正に伴う伊勢市の土地利用方針について
平成 26 年 2 月 常任委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・中心市街地活性化プラン(案)の進捗状況について ・中心市街地活性化の旧法計画による実施状況について ・中心市街地における人口等増減の比較について ・中心市街地に関する市民アンケート結果について
平成 26 年 4 月 常任委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・中心市街地活性化のビジョン・施策の柱・目標について ・中心市街地活性化の計画区域の設定について ・中心市街地活性化の各エリアにおける事業の方向性について
平成 26 年 9 月 常任委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・まちづくり会社の設立について ・まちづくり会社の中心市街地活性化への関わりについて
平成 26 年 12 月 定例会	<ul style="list-style-type: none"> ・まちづくり会社の出資金について ・まちづくり会社に対する伊勢市の果たすべき役割と責任について ・まちづくり会社の収益事業による利益の還元について
平成 27 年 6 月 常任委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・中心市街地の区域及び実施事業について
平成 27 年 8 月 常任委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・中心市街地の区域及び実施事業について ・パブリックコメントの実施について
平成 27 年 11 月 常任委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・基本計画(案)の変更点について ・パブリックコメントの結果について ・今後のスケジュールについて
平成 29 年 6 月 常任委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・中心市街地活性化基本計画定期フォローアップの概要について
平成 30 年 6 月 常任委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・中心市街地活性化基本計画定期フォローアップの概要について
令和元年 6 月 常任委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・中心市街地活性化基本計画定期フォローアップの概要について
令和 2 年 6 月 常任委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・中心市街地活性化基本計画定期フォローアップの概要について ・第 2 期中心市街地活性化基本計画の作成について
令和 2 年 8 月 常任委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・第 2 期中心市街地活性化基本計画の目標指標、掲載事業、パブリックコメントの実施、及び今後のスケジュールについて
令和 2 年 11 月 常任委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・パブリックコメントの実施結果について
令和 3 年 6 月 常任委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・中心市街地活性化基本計画最終フォローアップの概要について
令和 4 年 6 月 常任委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・中心市街地活性化基本計画定期フォローアップの概要について
令和 5 年 6 月 常任委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・中心市街地活性化基本計画定期フォローアップの概要について

年 月	審議の要旨
令和6年6月 常任委員会	・ 中心市街地活性化基本計画定期フォローアップの概要について
令和7年5月 常任委員会	・ 中心市街地活性化基本計画定期フォローアップの概要について
令和7年8月 常任委員会	・ 第3期伊勢市中心市街地活性化基本計画について
令和7年12月 常任委員会	・ 第3期伊勢市中心市街地活性化基本計画について

[2] 中心市街地活性化協議会に関する事項

(1) 伊勢市中心市街地活性化協議会の基本的な考え方

伊勢市中心市街地活性化協議会（以下、「協議会」という）は、中心市街地の活性化に関する法律に基づき、伊勢商工会議所とまちづくり会社を核として、伊勢市中心市街地活性化に関係する地域団体、商店街、民間事業者、学識経験者、国、県、市等で構成し、伊勢市が作成する中心市街地活性化基本計画について協議し、中心市街地活性化の総合的かつ一体的な推進について調整を行う。

(2) 規約

◇伊勢市中心市街地活性化協議会規約

(設置)

第1条 伊勢商工会議所及び伊勢まちづくり株式会社は、中心市街地の活性化に関する法律（平成10年法律第92号。以下「法」という。）第15条第1項の規定に基づき、共同で中心市街地活性化協議会を設置する。

(名称)

第2条 前条に規定する中心市街地活性化協議会は、「伊勢市中心市街地活性化協議会（以下「協議会」という。）と称する。

(事務局)

第3条 協議会は、事務を処理するために伊勢商工会議所内に事務局を置く。

2 事務局に、事務局長1人その他必要な職員を置くことができる。

3 事務局長その他の職員は、会長が人免する。

(目的)

第4条 協議会は、法第9条第1項の規定により伊勢市が作成する中心市街地活性化基本計画（以下「基本計画」という。）並びに法第9条第10項に規定する認定基本計画及びその他中心市街地の活性化の総合的かつ一体的な推進に関し必要な事項について協議することを目的とする。

(公告の方法)

第5条 協議会の公告は、協議会のホームページに掲示することによりこれを行う。た

だし、必要があると認めるときは、新聞掲載等によりこれを行うものとする。

(活動)

第6条 協議会は、その目的を達成するため、総会、役員会、幹事会及び必要に応じて専門委員会を設け次の活動を行う。

(1) 中心市街地の活性化に係る総合調整に関すること

- ア 基本計画の策定並びに認定基本計画の実施・変更に関し、必要な事項についての意見提出
- イ 中心市街地の活性化に関する事業の総合調整
- ウ 中心市街地の活性化に関する意見及び情報交換
- エ 中心市街地の活性化に寄与する調査研究
- オ 協議会の会員及び地域向けの情報発信
- カ その他協議会の趣旨に沿った活動の企画及び実施

(2) その他中心市街地の活性化に関すること

- ア 各種組織、団体との交流
- イ 関係情報の収集
- ウ その他、目的達成のための必要な活動

(構成員)

第7条 協議会の会員は、次の者をもって構成する。

- (1) 伊勢商工会議所
- (2) 伊勢まちづくり株式会社
- (3) 伊勢市
- (4) 法第15条第4項第1号及び第2号に規定する者
- (5) 前各号に掲げる者の他、協議会において特に必要があると認める者

(アドバイザーの設置)

第8条 協議会の協議・検討に必要な事項について助言を得るため、専門家等のアドバイザーを置くことができる。

(オブザーバーの設置)

第9条 協議会は必要に応じて意見を求めるためにオブザーバーを置くことができる。

(入会)

第10条 会員として入会する場合は、入会申込書により会長に申し込み、役員会の承認を得なければならない。

(会費)

第11条 別途定めるところにより、会員より会費を徴収することができる。

(退会)

第12条 会員は、協議会を退会しようとするときは、その旨を会長に届け出なければならない。

2 会員が死亡し、又は解散したときは、協議会を退会したものとみなす。

(除名)

第13条 会員が次の各号のいずれかに該当するときは、総会において会員の4分の3以上の同意により、これを除名することができる。

- (1) 会費を1年以上納入しないとき。
- (2) 協議会の名誉をき損し、又は協議会の設立の趣旨に反する行為をしたとき。

2 前項第2号の規定により会員を除名しようとするときは、除名の議決を行う総会において、その会員に弁明の機会を与えなければならない。

(拠出金品の不返還)

第14条 既に納入した会費その他の拠出金品は、返還しない。

(役員)

第15条 協議会に次の役員を置くことができる。

- (1) 会長1名
- (2) 副会長2名以内
- (3) 理事20名以内
- (4) 会計監事1名

2 会長は、総会において会員の中から選任する。

3 副会長、理事、会計監事は会長が指名する。

4 役員任期は3年とする。ただし、再任を妨げない。

5 役員は、任期終了後においても次期役員が選任されるまでの間、引き続き職務を行うものとする。

(職務)

第16条 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

3 会計監事は、協議会の会計を監査し、その監査の結果を総会に報告する。

(総会)

第17条 総会は、年1回以上開催し、活動報告及び収支決算、活動計画及び収支予算、規約の改正、役員を選出その他役員会が必要と認める事項を審議する。

2 総会は、会員をもって構成する。

3 総会は、会員の半数以上が出席しなければこれを開くことができない。

4 総会は、会長が招集し、会長が議長となる。

5 総会の議事は、出席者の過半数をもってこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(役員会)

第18条 役員会は、協議会の目的を達成するために必要な事項の審議及び幹事会協議事項等の承認を行う。

2 役員会は会長、副会長、理事をもって構成する。

3 役員会は、役員半数以上が出席しなければこれを開くことができない。

4 役員会は、会長が招集し、会長が議長となる。

5 役員会の議事は、出席者の過半数をもってこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(幹事会)

第19条 第6条に掲げる事項について必要な協議又は調整を行うため幹事会を設置する。

- 2 幹事会の構成員及び幹事長は会長が指名する。
- 3 幹事会は適宜開催し、活動方針と活動計画を策定し、毎年度の活動報告について審議するとともに、基本計画の策定並びに認定基本計画の実施・変更に関し協議し、意見の提出を行う。
- 4 幹事会は、幹事長が招集し、幹事長が議長となる。
- 5 その他運営に必要な事項は会長の承認を得て幹事長が定める。

(専門委員会)

第20条 幹事会の目的を達成するため、専門的な協議又は調査研究の必要が生じた場合は専門委員会を設置することができる。

- 2 専門委員会の設置及び構成員は会長の承認を得て幹事長が決める。
- 3 専門委員会協議事項は幹事会に報告を行う。

(会計年度)

第21条 協議会の会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(収入・支出)

第22条 協議会の収入は、会費、寄附金及び事業収入による。

- 2 協議会の支出は、通信費、事務費、会議費その他運営に要する経費とする。

(解散)

第23条 総会の議決に基づいて解散する場合は、会員の4分の3以上の同意を得なければならない。

- 2 解散のときに存する残余財産は、総会の議決を得て協議会と類似の目的を持つ団体に寄附するものとする。

附則

- 1 この規約は、平成27年3月25日から施行する。
- 2 この規約に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項については、幹事会の承認を得て、別に定める。

◇伊勢市中心市街地活性化協議会構成員

法令根拠	所属団体	所属団体役職	備考
法第15条第1項 (商工会議所)	伊勢商工会議所	会頭	会長
		中心市街地活性化委員会委員長	幹事
		中心市街地活性化委員会副委員長	幹事
		中心市街地活性化委員会	幹事
		中心市街地活性化委員会	幹事長
		専務理事	事務局長
法第15条第1項 (まちづくり会社)	伊勢まちづくり株式会社 (伊勢市出資比率3%)	社長	副会長
法第15条第4項 (観光事業者)	公益社団法人 伊勢市観光協会	会長	副会長
		副会長	幹事
		専務理事	幹事
法第15条第4項 (商業者)	伊勢市商店街連合会	会長	理事
	伊勢明倫商店街協同組合	理事長	
	伊勢銀座新道商店街振興組合	理事長	
	伊勢市駅前商店街振興組合	理事長	
	伊勢高柳商店街振興組合	代表理事	
	浦之橋商店街振興組合	代表理事	
	外宮参道発展会	会長	
法第15条第4項 (交通関係)	三重交通株式会社	取締役/不動産営業部 担当役員	
	近畿日本鉄道株式会社	執行役員 鉄道本部企画統括部長	
法第15条第4項 (再開発事業者)	伊勢まちなか開発株式会社	社長	
法第15条第4項 (市)	伊勢市	副市長	理事
		観光振興課長	幹事
		商工労政課長	幹事
		都市計画課長	幹事
法第15条第7項 (県)	三重県 雇用経済部 中小企業・サービス産業振興課	課長	理事
		主幹	幹事
法第15条第8項 (教育・文化)	神宮司廳 総合企画室	室長	理事
		課長	幹事
法第15条第8項 (地域経済)	NPO 法人伊勢河崎まちづくり衆	理事長	
	伊勢河崎本通り活性化会議	会長	
	伊勢楽市実行委員会	実行委員長	
	外宮にぎわい会議		
	伊勢御遷宮委員会	事務局長	
	伊勢まつり実行委員会	会長	

◇オブザーバー

団 体 名
経済産業省 中部経済産業局 流通・サービス産業課
独立行政法人 中小企業基盤整備機構

◇協議会の開催状況

開 催 日	概 要
平成 27 年 3 月 25 日	中心市街地活性化協議会設立総会 第 1 回中心市街地活性化協議会 ・規約(案)について ・構成員(案)について
平成 27 年 8 月 31 日	第 2 回中心市街地活性化協議会 ・中心市街地活性化協議会の概要について ・活動報告と今後のスケジュールについて ・伊勢市中心市街地活性化基本計画（案）について
平成 27 年 11 月 30 日	第 3 回中心市街地活性化協議会 ・専門委員会及びタウンマネージャーについて ・活動報告と今後のスケジュールについて ・伊勢市中心市街地活性化基本計画（案）とそれに対する意見書（案）について
平成 28 年 3 月 29 日	第 4 回中心市街地活性化協議会 ・伊勢市中心市街地活性化基本計画の認定について ・中心市街地活性化協議会運営体制について ・専門委員会の進捗状況について ・中心市街地活性化協議会の事業報告及び事業計画について
平成 28 年 10 月 5 日	第 5 回中心市街地活性化協議会 ・伊勢市中心市街地活性化基本計画の変更について ・活動報告と今後のスケジュールについて
平成 29 年 2 月 2 日	第 6 回中心市街地活性化協議会 ・提案事業について
平成 29 年 4 月 18 日	第 7 回中心市街地活性化協議会 ・定期フォローアップに関する報告について ・平成 28 年度事業報告(案),平成 29 年度事業計画(案)について
平成 29 年 10 月 2 日	第 8 回中心市街地活性化協議会 ・伊勢市中心市街地活性化基本計画の変更について ・活動報告と今後のスケジュールについて

9. 4から8までに掲げる事業及び措置の総合的かつ一体的推進に関する事項

開催日	概要
平成30年4月23日	第9回中心市街地活性化協議会 ・定期フォローアップに関する報告について ・平成29年度事業報告(案)・平成30年度事業計画(案)について
平成30年10月11日	第10回中心市街地活性化協議会 ・伊勢市中心市街地活性化基本計画の変更について ・中小機構 中心市街地商業活性化診断・サポート事業プロジェクト型の申請について ・活動報告と今後のスケジュールについて
平成31年4月16日	第11回中心市街地活性化協議会 ・定期フォローアップに関する報告について ・平成30年度事業報告(案)、令和元年度事業計画・収支予算(案)について
令和元年10月9日	第12回中心市街地活性化協議会 ・伊勢市中心市街地活性化基本計画の変更について ・活動報告と今後のスケジュールについて
令和2年6月14日	第13回中心市街地活性化協議会 ・定期フォローアップに関する報告について ・第2期基本計画ビジョン・基本方針(案)等について ・令和元年度事業報告・収支決算(案)、令和2年度事業計画・収支予算(案)について
令和2年9月7日	第14回中心市街地活性化協議会 ・第2期伊勢市中心市街地活性化基本計画(案)について
令和2年11月20日	第15回中心市街地活性化協議会 ・第2期伊勢市中心市街地活性化基本計画及び意見書について ・伊勢市中心市街地活性化協議会の活動報告について
令和3年4月28日	第16回中心市街地活性化協議会 ・最終フォローアップに関する報告について ・第2期「伊勢市中心市街地活性化基本計画」認定について ・令和2年度事業報告(案)、令和3年度事業計画・収支予算(案)について
令和3年11月5日	第17回中心市街地活性化協議会 ・第2期伊勢市中心市街地活性化基本計画事業進捗状況について
令和4年4月28日	第18回中心市街地活性化協議会 ・定期フォローアップに関する報告について ・令和3年度事業報告(案)、令和4年度事業計画・収支予算(案)について

9. 4から8までに掲げる事業及び措置の総合的かつ一体的推進に関する事項

開催日	概要
令和4年12月22日	第19回中心市街地活性化協議会 ・伊勢市中心市街地活性化基本計画の変更について ・活動報告と今後のスケジュールについて
令和5年4月28日	第20回中心市街地活性化協議会 ・定期フォローアップに関する報告について ・令和4年度事業報告(案)、令和5年度事業計画・収支予算(案)について
令和5年11月17日	第21回中心市街地活性化協議会 ・伊勢市中心市街地活性化基本計画の変更について ・活動報告と今後のスケジュールについて
令和6年4月26日	第22回中心市街地活性化協議会 ・定期フォローアップに関する報告について ・令和5年度事業報告(案)、令和6年度事業計画・収支予算(案)について
令和7年4月30日	第23回中心市街地活性化協議会 ・定期フォローアップに関する報告について ・令和6年度事業報告(案)、令和7年度事業計画・収支予算(案)について
令和7年11月18日	第24回中心市街地活性化協議会 ・会長選任について ・第3期伊勢市中心市街地活性化基本計画(案)及び意見書について

◇幹事会の開催状況

	年月日	検討課題等
第1回	平成27年3月27日	・伊勢市中心市街地活性化協議会設立総会について ・伊勢市中心市街地活性化プラン(案)について ・スケジュールについて
第2回	平成27年4月24日	・コア会議のメンバーについて ・中心市街地活性化事業素案について
第3回	平成27年6月2日	・中心市街地活性化基本計画の認定制度の流れについて ・中心市街地活性化事業(民間)と活用する補助制度について ・中心市街地活性化協議会構成員について
第4回	平成27年7月9日	・中心市街地活性化基本計画区域について ・中心市街地活性化事業について ・伊勢市中心市街地活性化協議会新規加入団体(案)について

9. 4から8までに掲げる事業及び措置の総合的かつ一体的推進に関する事項

	年 月 日	検討課題等
第5回	平成27年8月6日	<ul style="list-style-type: none"> ・ 中心市街地活性化事業について ・ 伊勢市中心市街地活性化協議会新規加入団体(案)について
第6回	平成27年9月18日	<ul style="list-style-type: none"> ・ 伊勢市中心市街地活性化基本計画(案)について ・ 中心市街地活性化協議会での意見について ・ 内閣府現地調査について
第7回	平成27年11月5日	<ul style="list-style-type: none"> ・ 専門委員会の設置について ・ パブリックコメントの結果について ・ 今後のスケジュールについて ・ タウンマネージャーの設置について
第8回	平成27年12月17日	<ul style="list-style-type: none"> ・ 伊勢市中心市街地活性化基本計画(案)について ・ JT 用地活用事業について ・ タウンマネージャーの募集について
第9回	平成28年2月10日	<ul style="list-style-type: none"> ・ タウンマネージャーの公募について ・ 今後の進め方について ・ 専門委員会からの報告について
第10回	平成28年3月17日	<ul style="list-style-type: none"> ・ 基本計画認定の報告について ・ 今後の進め方について
第11回	平成28年5月12日	<ul style="list-style-type: none"> ・ タウンマネージャーについて ・ 各事業進捗報告について ・ 今後の進め方について
第12回	平成28年7月15日	<ul style="list-style-type: none"> ・ 専門委員会について ・ 中小機構サポート事業について ・ 各事業進捗報告について
第13回	平成28年9月6日	<ul style="list-style-type: none"> ・ 基本計画の変更認定申請について ・ 各事業進捗報告について ・ 今後の進め方について
第14回	平成28年11月18日	<ul style="list-style-type: none"> ・ 空き地・空きビル活用調査事業の調査状況について ・ 今後の進め方について
第15回	平成29年1月25日	<ul style="list-style-type: none"> ・ 伊勢市中心市街地活性化協議会(2/2)について ・ タウンマネージャー業務評価について ・ 提案事業について ・ 今後の進め方について
第16回	平成29年4月12日	<ul style="list-style-type: none"> ・ 伊勢市中心市街地活性化協議会(4/18)について ・ 今後の進め方について
第17回	平成29年7月18日	<ul style="list-style-type: none"> ・ 伊勢市中心市街地活性化協議会(10月)について ・ 伊勢市中心市街地活性化基本計画の変更認定申請について ・ 今後の進め方について
第18回	平成29年11月6日	<ul style="list-style-type: none"> ・ JR 東海へ伊勢市中心市街地活性化協議会との連携依頼文提出について ・ 今後の進め方について

9. 4から8までに掲げる事業及び措置の総合的かつ一体的推進に関する事項

	年 月 日	検討課題等
第19回	平成30年2月14日	・定期フォローアップ報告書に関する報告について ・今後の進め方について
第20回	平成30年4月13日	・伊勢市中心市街地活性化協議会(4/23)について ・今後の進め方について
第21回	平成30年8月8日	・伊勢市中心市街地活性化基本計画の変更認定申請の内容について ・中小機構 中心市街地商業活性化診断・サポート事業プロジェクト型の申請について ・伊勢市中心市街地活性化協議会開催内容について
第22回	平成30年11月28日	・各事業進捗報告について
第23回	平成31年4月11日	・伊勢市中心市街地活性化協議会(4/16)について ・今後の進め方について
第24回	令和元年5月24日	・伊勢市中心市街地活性化基本計画の変更について
第25回	令和元年7月29日	・伊勢市中心市街地活性化基本計画の変更認定申請の内容について ・「繋ぐ高柳希望の風事業」中心市街地商業活性化アドバイザー派遣事業申請について ・伊勢市中心市街地活性化協議会開催内容について
第26回	令和元年12月23日	・各事業進捗報告について
第27回	令和2年4月17日	・定期フォローアップ報告書に関する報告について
第28回	令和2年8月19日	・第2期中心市街地活性化事業素案について
第29回	令和2年10月30日	・第2期基本計画(案)について ・各事業進捗報告
第30回	令和3年4月20日	・最終フォローアップ報告書に関する報告について
第31回	令和3年6月14日	・伊勢銀座新道商店街振興組合「しんみち未来創造事業」に係る中心市街地商業活性化診断・サポート事業(セミナー型)申込について
第32回	令和3年11月5日	・各事業進捗報告
第33回	令和3年4月22日	・定期フォローアップ報告書に関する報告について
第34回	令和4年10月19日	・伊勢市中心市街地活性化基本計画の変更認定申請の内容について ・伊勢市中心市街地活性化協議会開催内容について
第35回	令和5年4月19日	・定期フォローアップ報告書に関する報告について
第36回	令和5年11月8日	・伊勢市中心市街地活性化基本計画の変更認定申請の内容について ・各事業進捗報告
第37回	令和6年4月19日	・定期フォローアップ報告書にかかる協議会意見について ・伊勢市中心市街地活性化協議会(4/25)について ・伊勢市中心市街地活性化協議会の活動予定について

9. 4から8までに掲げる事業及び措置の総合的かつ一体的推進に関する事項

	年 月 日	検討課題等
第 38 回	令和 7 年 4 月 21 日	<ul style="list-style-type: none"> ・ 定期フォローアップ報告書にかかる協議会意見について ・ 伊勢市中心市街地活性化協議会(4/30)について ・ 令和 5 年度伊勢市中心市街地活性化基本計画の各事業費について ・ 第 3 期伊勢市中心市街地活性化基本計画（案）について
第 39 回	令和 7 年 8 月 8 日	<ul style="list-style-type: none"> ・ 第 3 期伊勢市中心市街地活性化基本計画（案）について
第 40 回	令和 7 年 11 月 7 日	<ul style="list-style-type: none"> ・ 第 3 期伊勢市中心市街地活性化基本計画（案）について ・ 第 3 期伊勢市中心市街地活性化基本計画（案）に対する意見書について


(3) 伊勢市中心市街地活性化協議会の意見

伊勢市中心市街地活性化協議会より伊勢市に対し次の意見書が提出された。

令和7年 11月 19日

伊勢市長
鈴木 健一 殿

伊勢市中心市街地活性化協議会
会長 濱田 典保



第3期伊勢市中心市街地活性化基本計画(案)に対する意見書

伊勢市が令和8年4月から令和13年3月までを期間として策定される第3期伊勢市中心市街地活性化基本計画(案)(以下、「基本計画」という。)について、中心市街地の活性化に関する法律第15条の規定に基づき、下記のとおり意見書を提出します。

記

1. 意見

基本計画は、中心市街地の多岐にわたる課題に対応するため、48に及ぶ事業を盛り込んでおり、伊勢市の中心市街地を活性化させる計画として妥当なものと認めます。なお、下記の付帯意見については、基本計画の実効性を一層高めるため、今後とも当協議会との連携による推進をお願い申し上げます。

2. 付帯意見

(1) 商業の活性化と事業主体間の連携強化について

イベント開催や補助金といった短期的な施策や間接的な支援策に加え、抜本的な商業構造改革を進めるためには、既存店舗の維持・支援を進めるとともに、新規出店や多様な業態の誘致に向けた積極的な取り組みの検討が必要です。

また、中心市街地の活性化を担う重要な組織である商店街は、高齢化や組合員数の減少により組織の弱体化が進んでいます。こうした構造的な課題は補助金のみでは解決が難しく、商店街機能を維持・強化するためには、行政と当協議会、各事業主体間の連携による、単なる事業支援に留まらない、補助金への依存脱却を促すような仕組みづくりと意識改革に取り組む必要があります。

(2) 中心市街地の定住人口、定着企業増加に向けた事業の推進について

定住人口および定着企業の増加を促す新たな動機付けとして、二地域居住や外部企業の進出支援などの新たな視点を取り入れた「ビジネス・移住コミュニティ推進事業」は、早期に取

り組む必要があります。

(3) 中心市街地への観光関連事業の波及効果と「起爆剤」の探索について

基本方針に掲げる「おもてなしの心」といった質的な向上を図る事業を、定量的な宿泊者数の増加に結びつけ、さらに中心市街地での消費行動へと繋げるためには、「聞く・体験する」観光の推進や泊食連携事業などに地域全体が連携して取り組み、その効果を検証していく必要があります。

また、第2期までの最大の成果といえる伊勢市駅前の再開発事業が完了する今、中心市街地の次の10年を牽引するような「起爆剤」となる、新たな大規模ハード事業の計画を検討する必要があります。

(4) 事業間連携について

各事業の連携がなく個別に進行した場合の効果は、事業連携させ一体的に取り組んだ場合の効果には及びません。全体の目標を達成するためには、各事業主体が連携し、一体となって取り組む仕組みを整える必要があります。

以上

【3】基本計画に基づく事業及び措置の一体的な推進等

(1) 客観的現状分析、ニーズ分析に基づく事業及び措置の集中実施

①過去の取組に対する評価

「1. 中心市街地の活性化に関する基本的な方針」の[4]これまでの中心市街地活性化に対する取組の検証の欄に、統計的データによる客観的な把握・分析を記載している。

②地域の現状等に関する統計的なデータによる客観的現状分析

「1. 中心市街地の活性化に関する基本的な方針」の[2]地域の現状に関する統計的なデータの把握・分析の欄に、統計的データによる客観的な把握・分析を記載している。

③アンケート調査等から得られた地域住民ニーズに基づく客観的現状分析

「1. 中心市街地の活性化に関する基本的な方針」の[3]地域住民のニーズ等の把握・分析の欄に、統計的データによる客観的な把握・分析をしている。

(2) 様々な主体の巻き込み及び各種事業等との連携・調整

①パブリックコメントの実施

中心市街地活性化に関する市民の声を基本計画に取り入れるため、策定の中間段階における市民参加の手続きとして、令和7年9月16日から令和7年10月16日まで「伊勢市中心市街地活性化基本計画（案）」についてのパブリックコメントを実施した。

②各種団体との連携

伊勢市商店街連合会青年部においては、伊勢やまだ大学を組織化し、学生を市民などから公募している。活動としては、全国的に有名なまちゼミを取り入れて商店街各個店の売上向上に繋げているほか、伊勢の歴史文化を学ぶ講座を開催することで、外宮前に広がる山田地域の魅力発信に繋げている。また、地元の皇学館大学だけでなく、滋賀県の立命館大学の食マネジメント学部や、同じ市民大学の東京山の上大学との交流の中で、外から見た伊勢市の情報を吸収し、学生達が様々なサークル活動の中で意見交換することにより、将来のリーダー醸成も進めている。これらの活動を通じて、商店街の垣根を越えた交流が生まれ、店同士が繋がり、団結力を深めることで商店街の魅力を向上させている。

今後、第3期伊勢市中心市街地活性化基本計画を進めるにあたり、商店街だけでなく、市民団体、地域自治組織、民間事業者、商工会議所、大学等、様々な主体を巻きこみ、連携・調整を図りながら、一体となり各種事業を円滑に推進していく。